

日環 26035 号
2026 年 5 月 29 日

環境省水・大気環境局長
大森 恵子 様

一般社団法人日本環境測定分析協会
会長 小野寺 明



環境測定分析の信頼性確保に向けた要望書

平素より、環境行政の推進を通して、環境測定分析業界への御指導・御鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会は、環境測定分析に対する社会的信頼性を高め、もって、環境の保全に寄与し、国民経済の健全な発展と公共の福祉の増進に貢献することを使命として、活動しております。

環境測定分析においては、技術者の技能・経験や個々の測定分析機器の特性がデータの精度（品質）に大きく影響します。すなわち、機器の高度化が著しく進んだ今日においても、試料に応じた装置の最適化等は技術者の知識や経験に依存しています。また、測定分析の方法が公定法で定められているとしても、試料の採取・保管・前処理から測定分析機器や薬品等の管理・調整・操作に至る一連の作業には、公定法に規定されていない細部が存在し、データの精度に大きな影響を与えます。

このため、信頼性のある適正な環境測定分析を行うには、内部精度管理や外部精度管理の適切な実施、そして必要な能力を有する技術者の育成・確保が不可欠です。しかしながら、地方公共団体も含めて環境測定分析の外部委託においては、業務遂行の基本となる精度管理等に関する評価が十分に行われていない状況にあります。特に、極微量の物質を分析する PFAS 分析や過当な価格競争が生じている建材中のアスベスト分析等においては、測定分析の信頼性が失われる可能性を危惧しております。

つきましては、信頼性の高い適正な環境測定分析を推進する観点から、以下のとおり要望申し上げます。

記

1. 信頼性確保のための取組強化

環境省におかれては、「環境測定分析を外部に委託する場合における精度管理に関するマニュアル（平成22年7月）」（以下、「精度管理マニュアル」という。）を作成し、地方公共団体に対して、委託候補機関の業務実施体制や精度管理の実施状況等を事前に確認するよう求めています。しかしながら、実際の発注現場では、これらの確認は徹底されていません。また、当協会が環境測定分析の信頼性向上のために実施している環境測定分析士等資格認定制度や技能試験等の活動も、ほとんど活用いただけておりません。

国や地方公共団体が発注する分析業務は、法令の適切な施行や施策立案の基礎であり、その信頼性確保は極めて重要です。つきましては、業務発注にあたり、以下の事項の確認又は実施を徹底するとともに、当協会による環境測定分析士等制度や技能試験等の活用を図られるよう要望いたします。

- ①適切な能力を有する技術者（環境測定分析士、環境騒音・振動測定士）が測定分析業務に従事すること
- ②ブランク試験、二重測定などに加え、濃度既知試料（組成標準物質）の使用により、測定分析の妥当性が検証されていること
- ③環境省による環境測定分析統一精度管理調査への参加の他、民間団体等が実施する外部精度管理調査（日本環境測定分析協会による技能試験等）も含めて、適切な精度管理の取組が行われていること
- ④特に難易度の高い測定分析項目については、発注者又は外部機関による外部精度管理を行うこと

2. 精度管理マニュアルの見直し

現在の精度管理マニュアルは、「委託内容（業務内容）、実施期間、委託候補機関数等によって手順が異なること、また手順の一部を省略することや手順を前後させることも可能である」との前提で作成されており、必要な事項の調査・確認が徹底されていない一因とも考えられます。また、環境省の所管となった登録検査機関による水道水質検査と比較しても、信頼性確保のために要求する精度管理等の取組が緩やかなものとなっています。

「1. 信頼性確保のための取組強化」に記載した確認事項（①～④）を含めて、調査・確認が必要な事項をより具体化、明確化し、精度管理マニュアルを見直すことを要望いたします。

3. 技術的要素を適切に評価する入札制度の導入

環境測定分析データの品質を外形的に確認することは困難であり、信頼性の高いデータを得るためには、受注者の技術的能力や精度管理の取組等データの品質を左右する価格以外の技術的な要素を適切に評価することが不可欠です。

分野は異なりますが、臨床検査に関しては、ISO規格に基づく技術能力の認定を受けている場合に診療報酬を加算する制度があり、検査機関の技術的評価を価格に反映させる仕組みが設けられています。また、国土交通省が一級河川について発注する水質測定業務は、ほとんどの場合、総合評価方式にて発注され、技術的要素の評価を反映した入札が行われています。

価格と品質が総合的に優れた契約の実現に向け、技術的要素を評価し、単なる価格競争とならない入札制度を導入・推進されるよう要望いたします。

4. 適時・柔軟に測定分析法を見直す体制の構築

法令で定められた測定分析法は、当該法令を適切に施行するための基礎であり、環境行政を支える基盤です。技術の進歩や社会ニーズの変化に遅れることなく、適時かつ柔軟に見直すことが求められます。

環境省においても水質分析法検討調査業務等により分析法の見直しを進めておられますが、大気、土壌等も含めた多岐にわたる測定分析法の中には制定当時のまま見直されず、必要な器材が市販されていないものや、技術革新に対応できていないものがあり、見直しが急務となっています。

水質以外の分野も含め、最新の科学的知見や社会情勢の変化を踏まえて、適時かつ柔軟に測定分析法の見直しを行うための体制の構築を要望いたします。

以上